

—一般社団法人日本口腔衛生学会指導医制度施行細則—

(制定の主旨)

第1条 一般社団法人日本口腔衛生学会指導医制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、規則に定めた事項のほかは一般社団法人日本口腔衛生学会指導医制度施行細則にしたがって運営する。

(指導医委員会)

第2条 指導医委員会（以下「委員会」という）の委員は指導医であり、保健活動領域と臨床領域を考慮して、歯科大学関係者、歯科保健行政関係者、歯科診療所関係者等から若干名を委嘱する。

2. 委員の任期は2年とし、再任を認める。

第3条 委員会は、半数以上の委員の出席で会議を開催する。

2. 委員会の議事は、規則で定めるほかは委員長を除く出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(指導医認定単位の算定)

第4条 規則第6条(2)に定める会員の有無及び会員歴は、会費の納入年度をもって把握する。

第5条 規則第6条(3)に定める認定医の有無及び認定医歴は、委員会に登録された認定医名簿をもって把握する。

第6条 規則第6条(4)から(6)に定める単位数の算定は、申請年度の4月1日より起算して過去5年間のものとし、指導医必須単位としては以下のとおりとする。

(1) 予防歯科臨床または地域歯科保健活動に関する経験を10単位以上とする。

a. 歯科大学・歯学部病院の相応しい診療科を担当する教授またはそれに準ずる者は、機関における専門性の証明により10単位とする。

b. 歯科大学・歯学部の相応しい講座の教授またはそれに準ずる者、あるいは国立保健医療科学院の部長またはそれに準ずる者等、委員会が適格と認めた者は、機関における専門性の証明により10単位とする。

c. 上記のaとb以外の指導医は、それぞれ予防歯科臨床に関する臨床症例報告、または、地域歯科保健に関する活動事例報告を1事例につき5単位、2事例以上の詳細な説明資料を要する。

(2) 一般社団法人日本口腔衛生学会認定医研修会への参加を2回以上の20単位以上、一般社団法人日本口腔衛生学会総会への参加を2回以上の10単位以上とする。

(3) 予防歯科臨床または地域歯科保健活動に関連の深い研究論文、症例報告等の発表を口腔衛生学会雑誌へ1編10単位以上とする。

(4) 口腔衛生学会雑誌と同レベル以上の学術雑誌へ1篇5単位以上とする。

(5) 一般社団法人日本口腔衛生学会（一般社団法人日本口腔衛生学会関連の学会や研究会など（旧・地方会）を含む）における予防歯科臨床または地域歯科保健活動に関連の深い研究、活動事例報告等の一般発表5単位を3回以上の15単位以上とする。

2. このほか、認定医として必要な単位については、一般社団法人日本口腔衛生学会認定医制度施行細則第5条から第6条に定めるとおりとするが、申請年度の4月1日より起算して過去5年間の経験による単位とする。

(申請書類)

第7条 認定申請書類のうち様式を定めるものは、それぞれの様式に従う。

2. 規則第6条(6)に該当する論文等は、別刷あるいは写しを1部添付する。

(指導医認定審査等)

第8条 規則第8条に定める審査は、少なくとも年1回行う。審査の期日・場所等は開催日より30日以上前に本人に宛てて文書で通知する。

2. 規則第8条の2に定める試験審査は、委員会の複数の委員によって行う。

第9条 認定の審査は、委員会の委員全員で行う。

2. 審査の結果は、理事会に報告し承諾を得、結果決定後30日以内に本人に宛てて文書で通知する。

第10条 審査の結果、指導医と認められた者は、規則第9条に定める手続きを結果決定後3か月以内に行う。正当な理由がなく3か月以内に行われない場合は、認定を取り消す。

(指導医認定にかかる費用)

第11条 規則第9条、第12条及び第17条に定める費用は、以下のとおりとする。

- (1) 認定審査料 1回 11,000円
- (2) 認定登録料（認定証発行を含む） 初回登録時のみ 21,000円
- (3) 認定更新料（認定証発行を含む） 1回21,000円
- (4) 研修機関登録料（認定証発行を含む） 初回登録時のみ 11,000円
- (5) 研修機関更新料（認定証発行を含む） 1回11,000円

2. 紛失・記載事項変更等により認定証再発行を希望する場合は、認定証再発行料2,000円を添えて申請書とともに学会理事長あてに申し込むものとする。

（指導医による研修機関での指導）

第12条 指導医は学会認定医の資格を得ようとする者、ならびに、指導を求める認定医に対し、規則第17条に定める認定医研修機関において、一般社団法人日本口腔衛生学会認定医指導育成指針に基づき指導に努めなければならない。なお、学会認定医資格を得ようとする者には、指導医による3年以上の指導・研修を必要とするが、認定医研修機関への近接性が得られないことを鑑み、遠隔の指導・研修を認めるものとする。

（その他）

第13条 本施行細則の改廃は、理事会の議を経て、社員総会にて議決し、会員総会に報告する。

附 則

- 1 本施行細則は、平成16年9月18日から施行する。
- 2 規則の施行にあたり、規則附則第2条に定める暫定措置は、本施行細則にも適用する。
- 3 暫定措置期間の申請については、第6条の(2)に定める認定医研修会への参加が2回の者であっても指導医の申請ができ、委員会で審査するものとする。
- 4 本施行細則は、平成21年10月10日から施行する。
- 5 本施行細則は、平成23年5月21日から施行する。
- 6 本施行細則は、平成24年5月26日から施行する。
- 7 本施行細則は、平成25年5月16日から施行する。
- 8 本施行細則は、平成26年5月30日から施行する。
- 9 本施行細則は、平成28年5月29日から施行する。第11条で定める費用については平成29年4月1日より適用とする。